

2026年2月26日

新潟地方最低賃金審議会

会長 長谷川 雪子 様

新潟県労働組合総連合

議長 寺崎 洋子

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

えちごユニオン

執行委員長 小山 一郎

(公印省略)



最低賃金に関わる要請書

2025年新潟地方最低賃金の改定以降の情勢を踏まえ、以下のとおり要請します。

1. 厚生労働省は、2月9日に毎月勤労統計調査を公表しました。それによると2025年の実質賃金は、通年で前年マイナス0.3からマイナス1.3%へ拡大しています。このことは物価上昇にたいして賃上げが追いついていないことを示しています。

また、総務省が2月3日に発表した2025年の人口移動報告では、新潟県からの人口が流出する転出超過は6,379人と全国で4番目に多くなっています。新潟県は、私たちとの話し合いの場において、「最低賃金の低さが人口流失の一つの要因になっている」と見解を示しており、新潟労働局も同様に考えを示しています。

この実態を放置するなら、さらに新潟県の人口減少がすすみ、地域経済にとっても大きな影響を及ぼしかねません。このことから次の二点を要請します。

(1) 新潟地方最低賃金1,050円では、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障」には不十分です。私たちの生計費試算調査では、新潟市居住・25歳・単身一人暮らしに必要な最低限の金額は時給で1837円です。

ただちに最低賃金を1,500円以上に再改定してください。

(2) 中小零細企業の経営者からは、最低賃金の引上げと合わせて社会保障費の経営者負担の増加が経営を厳しくさせているとの声が出されています。新潟労働局長と新潟地方最低賃金審議会は、その声に応え、賃上げに必要な中小企業への直接的な支援策を講じるよう、すみやかに県知事への要請を実施してください。

2. 2025年の最低賃金改定では、全国で改定日の遅延や延期がありました。最低賃金法の解説書では、発効日までの期間を「周知のための期間」としています。また、地方審議会は「労働局長に対して最低賃金額の答申を行うこと」が任務であって、その決定権は、あくまで厚生労働省に在籍する都道府県労働局長にあります。現行の地方最低賃金審議会の独自性は保障しながらも、発効日については「10月1日発行の原則を守る」ことを厚生労働省に要請してください。

以上